シ　鉄筋、ス　舗装、セ　しゅんせつ、ソ　板金、タ　ガラス、チ　塗装、ツ　防水、テ　内装仕上、ト　機械器具設置、ナ　熱絶縁、ニ　電気通信、ヌ　造園、ネ　さく井、ノ　建具、ハ　水道施設、ヒ　消防施設、フ　清掃施設、ヘ　解体

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

ア　測量、イ　建築関係建設コンサルタント、ウ　土木関係建設コンサルタント、エ　地質調査、オ　補償関係コンサルタント、カ　その他の業務

2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあたっては、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては代表者。以下同じ。）が競争参加を希望する官署の別記に掲げる受付機関において、インターネットの場合は令和６年12月２日から令和７年１月15日まで、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）の場合は令和６年12月２日から令和７年１月31日（当日消印有効）までの間、申請を受け付ける。

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、令和７年２月１日以降随時、申請者が競争参加を希望する官署の別記に掲げる受付機関において申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　郵送による申請の場合には、申請書類用紙及び申請書提出要領を次のホームページアドレスへのアクセスにより取得するものとする。

https://www.cao.go.jp/chotatsu/shikaku/shikaku.html

②　インターネットの使用による申請者は、次のホームページアドレスへアクセスし、令和６年11月１日から令和６年12月27日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に取得するものとする。

・建設工事

https://www.pqr.mlit.go.jp/pqr

・測量・建設コンサルタント等業務

https://www.pqrc.mlit.go.jp/pqrc/index.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、郵送により提出するときは、次の⑶①及び②に掲げる書類を別記に掲げる提出先に提出すること。

インターネットを使用して、建設工事等を申請する者は、⑴②に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴②により入手したパスワードを用いて、作成した申請用データを送信するものとする。

⑶　申請書類

①　建設工事に係る申請

ア　一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

イ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、上記２⑴のインターネットを使用して申請を行う場合には、審査基準日が令和５年６月16日以降のもの、上記２⑴の郵送により提出する場合には、審査基準日が令和５年６月30日以降のもの、上記２⑵の随時申請受付の場合には、申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）の写し

ウ　工事経歴書

エ　営業所一覧表

オ　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、建設共同企業体協定書の写し

なお、継続的協業関係を確保する観点から、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めないこととする

カ　申請者が経常建設共同企業体又は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に規定する組合である場合においては、共同企業体等調書

キ　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

ク　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し

ケ　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し

コ　その他申請書提出要領に記載のある書類

②　測量・建設コンサルタント等業務に係る申請

ア　一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）

イ　測量等実績調書

ウ　技術者経歴書

エ　営業所一覧表

オ　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

カ　登録証明書等の写し

キ　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はその写し

ク　申請者が法人である場合においては、５⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人である場合においては、５⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書

ケ　その他申請書提出要領に記載のある書類

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　申請書及び添付書類中の金額について、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4　競争に参加することができない者

【建設工事】

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。

⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者。

⑷　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。

⑸　建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。

⑹　経常建設共同企業体で、その構成員に⑴から⑸までに該当する者を含む者。

【測量・建設コンサルタント等業務】

⑴　予決令第70条に該当する者。

⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。